

岩手県農業再生協議会規約

平成 16 年 4 月 13 日制定
平成 17 年 4 月 12 日一部改正
平成 18 年 4 月 12 日一部改正
平成 18 年 12 月 19 日一部改正
平成 19 年 4 月 11 日一部改正
平成 20 年 4 月 11 日一部改正
平成 20 年 12 月 16 日一部改正
平成 21 年 4 月 13 日一部改正
平成 22 年 4 月 21 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日全部改正
平成 23 年 10 月 3 日一部改正
平成 24 年 12 月 17 日一部改正
平成 25 年 5 月 7 日一部改正
平成 25 年 12 月 18 日一部改正
平成 26 年 2 月 20 日一部改正
平成 26 年 5 月 12 日一部改正
平成 27 年 2 月 13 日一部改正
平成 27 年 5 月 18 日一部改正
平成 27 年 12 月 15 日一部改正
平成 28 年 5 月 24 日一部改正
平成 28 年 12 月 21 日一部改正
平成 29 年 5 月 29 日一部改正
平成 30 年 5 月 24 日一部改正
令和 元年 5 月 24 日一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、岩手県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 県協議会は、主たる事務所を岩手県盛岡市大通一丁目 2-1 岩手県農業協同組合中央会に置く。

(目的)

第 3 条 県協議会は、農業経営の安定と農業生産力の強化を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、行政と農業者団体等の連携体制を構築し、経営所得安定対策等の推進、戦略作物の生産振興、需要に応じた米生産の推進、耕作放棄地の再生利用並びに担い手の育成・確保等により地域農業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。

- (2) 対象作物の生産目安の設定に関する事。
- (3) 耕作放棄地の再生利用に関する事。
- (4) 担い手の育成・確保に関する事。
- (5) 収入減少影響緩和交付金に係る農業者の積立金の管理の実施に関する事。
- (6) 施設園芸等燃油価格高騰対策の推進に関する事。
- (7) 産地パワーアップ事業の推進に関する事。
- (8) その他、県協議会の目的を達成するために必要な事。

第2章 会員等

(県協議会の会員等)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 岩手県農林水産部
- (2) 岩手県農業協同組合中央会
- (3) 岩手県信用農業協同組合連合会
- (4) 全国農業協同組合連合会岩手県本部
- (5) 岩手県市長会
- (6) 岩手県町村会
- (7) 一般社団法人岩手県農業会議
- (8) 岩手県農業共済組合
- (9) 公益社団法人岩手県農業公社
- (10) 岩手県土地改良事業団体連合会
- (11) 岩手県農業農村指導士協会
- (12) 株式会社純情米いわて
- (13) 株式会社日本政策金融公庫盛岡支店

2 前項の会員は委員各1名を推薦するものとする。

3 協議会業務の円滑な推進を図るため、東北農政局地方参事官（岩手県拠点）を参与とする。

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名及び委員に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条第2項の委員の中から総会において選任する。

3 前項の役員が異動等により委員でなくなった場合、第6条の規定により届け出られた委員が、前任者の残任期間において任にあたるものとする。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、3年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事することできる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することできる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は委員をもって構成する。

3 総会の議長は、会長とする。

4 通常総会は、毎年1回開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 委員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) 会長が必要と認めたとき。

6 総会には、第5条第3項に規定する参与のほか、必要に応じ学識経験者の出席を求め意見を聴くことができる。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

3 総会の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。

(5) 市町村別の米の生産目安に関すること。

(6) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

第 5 章 幹事会

(幹事会の構成等)

第 20 条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 岩手県農林水産部農政担当技監

(2) 岩手県農業協同組合中央会参事

(3) 全国農業協同組合連合会岩手県本部副本部長

(4) 一般社団法人岩手県農業会議専務理事

(5) 公益社団法人岩手県農業公社常務理事 (農地中間管理部・就農支援部担当)

(6) 株式会社純情米いわて専務取締役

3 幹事長は、岩手県農林水産部農政担当技監をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

5 幹事会には、東北農政局 (岩手県拠点) の職員のほか、必要に応じ学識経験者等の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会の権能)

第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において承認する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事。

(3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

2 幹事会において、前項第 1 号にあっては総会開催の直前に、第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて協議する。

第 6 章 委員会

(委員会の設置)

第 22 条 協議会は、必要に応じ、第 4 条各号に掲げる事業を行うため、委員会を置くことができる。

2 各委員会の委員は、第 5 条の会員の中から会長が指定する会員に属する者及び会長が必要と認めて選任した会員以外の者とする。

3 第 2 項に定めるもののほか、委員会の設置・運営に関する事項は、幹事会

の承認を得て、会長が別に定める。

第7章 事務局等

(事務局)

第23条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 岩手県農林水産部
- (2) 岩手県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会岩手県本部
- (4) 一般社団法人岩手県農業会議
- (5) 公益社団法人岩手県農業公社
- (6) 株式会社純情米いわて
- (7) その他県協議会の業務を執行するため会長が必要と認めた機関及び団体

3 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

4 事務局長は、岩手県農業協同組合中央会の職員の中から会長が任命する。

5 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

6 事務局次長は、岩手県農林水産部、岩手県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、一般社団法人岩手県農業会議の職員のうちから会長が任命する。

7 事務局員は、第2項の組織のうちから必要に応じて会長が任命する。

8 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(業務の執行)

第24条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第25条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第26条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(資金)

第27条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 岩手県経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- (3) 施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第28条 県協議会の資金の取扱い方法は、国の交付金及び補助金交付要綱、県の補助金交付要綱、第24条各号に掲げる規程及び業務方法書等による。

(事務経費支弁の方法等)

第29条 県協議会の事務に要する経費は、第27条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第31条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第32条 会長は、第30条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、東北農政局地方参事官（岩手県拠点）に提出しなければならない。

第9章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(承認及び届出)

第33条 この規約を変更する場合は、遅滞なく東北農政局長及び県知事の承認を受けるとともに、東北農政局地方参事官（岩手県拠点）に届出なければならない。

2 第24条各号に掲げる規程に変更があった場合は、遅滞なく東北農政局長、県知事及び東北農政局地方参事官（岩手県拠点）に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 34 条 第 4 条に掲げる事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国又は一般社団法人日本施設園芸協会に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 10 章 雑則

(細則)

第 35 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から施行する。

2 県協議会は、本協議会に移管した岩手県水田農業改革推進協議会の事業を承継する。

3 県協議会は、本協議会に統合することを目的として解散する岩手県担い手育成総合支援協議会の事業を岩手県担い手育成総合支援協議会の解散をもって承継する。

4 平成 27 年 1 月 9 日から平成 27 年 2 月 12 日までに行つた稲作農業体質強化緊急対策事業に係る事務については、第 4 条第 9 号の規定により行つたものとみなす。